

KREiS レンタリース 貸渡約款

第1章 総 则

第1条 (約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借入人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借入人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めない事項については、法令又は一般的慣習によるものとします。

2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般的慣習に反しない範囲で特約に応ずるがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 貸渡契約

第2条 (予約)

借入人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約をすることができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

2 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

3 前項により予約した借受開始時間までに遅延してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかつたときは、予約は取り消されたものとみなします。

4 第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第3条 (貸渡契約の締結)

当社は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借入人が第9条各号に該当する場合を除き、借入人の申込みにより貸渡契約を締結します。なお、当社は、貸渡契約の締結に当たり、借入人に対し運転免許證及び運転免許証以外の身元を証明する書類の提出並びに借受期間中に借入人と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるとともに、運転免許證及び提示された書類の写しをとることができます。

2 貸渡契約の申込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとします。

3 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

第4条 (貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借入人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 当社は、事故、盗難その他の当社の責に由らない理由により予約された車種のレンタカーを貸し渡しができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）を貸し渡しができるものとします。

3 前項により貸渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。

4 借入人は、第2項による代替レンタカーの貸渡しの申し込みを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

第5条 (貸渡契約の解除)

当社は、借入人が貸渡料金を受領し、借入人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 当社は、事故、盗難その他の当社の責に由らない理由により予約された車種のレンタカーを貸し渡しができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）を貸し渡しができるものとします。

3 前項により貸渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。

4 借入人は、第2項による代替レンタカーの貸渡しの申し込みを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

第6条 (不可抗力事由による貸渡契約の中止終了)

レンタカーの貸渡期間中ににおいて天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

2 借入人は、前項に該当することになったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

第7条 (中途解約)

借入人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合には、借入人は、第2.5条の中途解約手数料を支払うものとします。

2 借入人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したときは、貸渡契約を解約したものとします。

3 前項によりレンタカーを返還したときは、当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

第8条 (借受条件の変更)

貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾をうけなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第9条 (貸渡契約の締結の拒否)

当社は、借入人が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒否することができるものとします。

(1) 貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許證を有していないとき。

(2) 酒気を帯びているとき。

(3) 麻薬・覚せい剤・シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。

(4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡しの運転者が異なるとき。

(5) 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。

(6) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(7) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。）において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(8) チャイルドシートがないにもかかわらず、6歳未満の幼児を同乗せること。

(9) 暴力団、暴力団関係者の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

第3章 貸渡自動車

第10条 (開始日時)

当社は、第3条第2項で明示された開始日及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

第11条 (貸渡方法)

当社は、借入人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び附属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないことを確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。

2 当社の前項の確認において、レンタカーに整備不良等を見出した場合は、交換等の処置を講ずるものとします。

3 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局陸運支局及び沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の自動車登録証を借入人に交付するものとします。

第4章 貸渡料金

第12条 (貸渡料金)

当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時ににおいて地方運輸局陸運支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出で実施している料金表によるものとします。

2 当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

第13条 (貸渡料金改定に伴う処置)

前条の貸渡料金を第2条による予約をして後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

第5章 責任

第14条 (定期点検整備)

当社は、道交運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

第15条 (日常点検整備)

借入人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道交運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条 (借入人の管理責任)

借入人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2 前項の管理責任は、レンタカーの引渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。

第17条 (禁止行為)

借入人は、レンタカーの借受期間中、次の行為としてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道交運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。

(3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改修する等、その原状を変更すること。

(4) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

(5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(6) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害賠償に加入すること。

第18条 (自動車賃貸料金の拂却義務等)

借入人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車賃貸料金を拂却しなければならないものとします。

2 借入人は、自動車賃貸料金を拂却したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第19条 (賃貸責任)

借入人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借入人の責めに帰さない事由による場合を除きます。

2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借入人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚染、異常等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については別途定めるところによるものとし、借入人又は運転者はこれを支払う者とします。

第6章 自動車事故の処置等

第20条 (事故処理)

借入人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をととともに、次に定めるところにより処理するものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。

(2) 当該事故に關し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅延なく提出すること。

(3) 当該事故に關し、第三者と示談又は協定をとるときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

(4) レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

2 借入人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

第21条 (補償)

当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借入人が負担した第19条の損害賠償責任を次の限度内においてん補するものとします。

(1) 対人補償 : 無制限

(2) 対物補償 : 無制限 ※ (1事故の自己負担限度額: 10万円)

(3) 車両補償 : 時価額 ※ (1事故の自己負担限度額: 10万円)

(4) 人身傷害 : 3,000万円

*保険契約に定められた免責額ではなく、当社規約による自己負担金となっております。

2 前項に定める補償限度額を超える損害については、借入人の負担とします。

3 当社が第1項の対人補償限度額を超えて借入人の負担すべき損害額を支払ったときは、借入人は、直ちにその超過額を当社に弁済するものとします。

第22条 (故障等の処置等)

借入人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

2 借入人は、レンタカーの異常又は故障が借入人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。

3 借入人は、レンタカーの貸渡し前に存じた瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

4 借入人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

第23条 (不可抗力事由による免責)

当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借入人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借入人の責任を問わないものとします。借入人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2 借入人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合、直ちに借入人に連絡するものとします。

第24条 (予約の取消し等)

借入人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借入人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

2 当社は、第2条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返却するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

3 第2条の予約があつたにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかつた場合には、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は予約申込金を返却するものとします。

4 当社及び借入者は、貸渡契約を締結しなかつたことについて、前3項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。